

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
「社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究」  
分担研究報告書

国際比較からみた日本の社会保障財源  
－地方単独事業の追加による試算－

研究分担者 竹沢純子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室長）

研究要旨

社会保障費用統計では ILO 基準に沿って社会保障財源を整備してきたが、1990 年代半ば以降、ILO が更新を停止し、国際比較は不可能となっている。社会保障財源確保のあり方が重要な政策課題となる中で、国際的にみた我が国の社会保障負担の特徴の把握を可能とするデータ整備が求められている。今後、国際基準に沿って地方単独事業の整理を進めるに際しては、国際比較がもはや不可能な ILO 基準ではなく、EU-ESSPROS（欧州社会保護統計）準拠とし、日本と欧州諸国の比較可能とすることが望ましく、今年度は ESSPROS に焦点をあて、二つの研究を行った。

【研究1】社会保障財源の国際比較－地方単独事業の追加による試算（本文）

社会保障財源を扱う統計として、①社会保障費用統計（ESSPROS、ILO 基準）、②経済財政統計（SNA、GFS）がある。①の ILO 基準による日本の社会保障財源に占める地方政府負担は 10%であり国際的に中位に位置するのに対して、林（2017）は②の SNA により地方政府は 41～48%と推計し日本の地方の歳出規模は国際的に見ても大きいとする。①②の統計による地方政府の構成比、国際比較の位置づけが大きく異なる理由を明らかにした。

社会保障費用統計による財源比較によれば、日本の地方政府負担は 10%でドイツ（13%）と近い水準にある。社会保障の地方単独事業に関する調査（総務省 2011）から、地方単独事業を含めて推計すると、地方政府の構成比は 14%へ上昇し、ドイツを上回る。

ILO と ESSPROS では集計範囲が異なるが、日本は ILO 基準を使い、試みとして EU 諸国と比較を行った。今後、日本も ESSPROS 基準準拠とすると、現在 ILO に非計上の確定拠出年金等が含まれ、社会保険料拠出の構成比が上昇する可能性がある。他方で、総務省（2011）は給付のみで投資的経費（施設整備費）を含まないが ESSPROS 基準に沿って含めると地方政府負担は増加する。精度の高い国際比較を可能とするために、ESSPROS 基準に準拠し、地方単独事業を含むデータ整備が必要である。

【研究2】ESSPROS 基準に関する最新動向の把握（資料編）

OECD 出向中にオブザーバーとして ESSPROS 作業部会に参加し、基準改定にむけた情報を得た。作業部会において合意が得られた点は同基準 2016 年版マニュアルに反映された。資料編として、2016 年改定のポイント、および ESSPROS 基準 2016 年版の仮訳を収録し、今後の地方単独事業の整理を進める上で、容易に参照できるよう準備を進めた。

## A. 研究目的

社会保障費用統計では ILO 基準に沿って社会保障財源を整備し、1997 年度公表資料まで同基準による主要 6 カ国の国際比較を掲載してきた。しかし 1990 年代半ば以降、ILO が更新を停止し、日本と諸外国の国際比較は不可能となっている。来年度、国際基準に沿って地方単独事業の整理を具体的に進めていくに際しては、国際比較がもはや不可能な ILO 基準ではなく、EU-ESSPROS 準拠とし、日本と欧州諸国の国際比較を可能とすることが望ましい。上記の問題意識のもと、第 1 に、社会保障財源の国際比較を試みに行い、地方単独事業の追加により日本の地方政府負担の規模がどの程度代わるのか、を試算し、今後、ESSPROS 基準に準拠かつ地方単独事業を含むデータ整備の必要性を示すこと、第 2 に ESSPROS 基準の動向を把握し今後の地方単独事業の整理に向けた準備を行うこと、を目的とする。

## B. 研究方法

ESSPROS 基準に関する作業部会への参加を通じて得た情報、および同基準に関する各種文書、データを利用する。

(倫理面への配慮)

該当なし

## C. 研究成果、D. 考察、E. 結論

【研究 1】ESSPROS 基準による地方政府の社会保障費用の国際比較

社会保障財源を扱う統計として、①社会保障費用統計 (ESSPROS、ILO 基準)、②経済財政統計 (SNA、GFS) がある。①の ILO 基準による日本の社会保障財源に占める地方政府負担

は 10% であり国際的に中位に位置するのに対して、林 (2017) は②の SNA により地方政府は 41~48% と推計し日本の地方の歳出規模は国際的に見ても大きいとする。なぜ①②の統計による地方政府の構成比、国際比較の位置づけがこれほど大きく異なるのか、理由を明らかにした。

最大の理由は、作成目的の相違に由来する財源のとらえ方の違いである。SNA では「最終主体主義」により各セクターの最終支出者を重視、社会保障費用統計では「資金源泉主義」財源の出所とその種類を重視する。「最終主体主義」に基づく SNA 原データによる地方政府比率は 8.9%~21.7% で ILO と同等から二倍の水準にあるが、さらに林 (2017) は独自に国保等の地方政府が保険者の制度を社会保障基金から地方政府へ移動し 41~48% と推計している。本値を GFS による諸外国の地方政府支出と比較しているが、上記の独自推計は SNA/GFS に準拠しておらず、独自推計の操作を行っていない他国と比較することは不適切である。

つぎに、地方単独事業を含む社会保障財源の国際比較を試みた。日本の地方政府負担は 10% でドイツ (13%) と近い水準にある。総務省 (2011) 『社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果』から、地方単独事業を含めて推計すると、地方政府の構成比は 14% へ上昇し、ドイツを上回る。

ILO と ESSPROS では集計範囲が異なるが、今回、日本は ILO 基準を使い、試みとして EU 諸国と比較を行った。今後、日本も ESSPROS 基準で整備すると、現在 ILO に計上されていない確定拠出年金等が追加される見込みで、社会保険料拠出の構成比が

上昇、公費負担は低下の可能性がある。他方で、総務省（2011）は給付のみで投資的経費（施設整備費）を含まないが ESSPROS 基準に沿って財源に計上されれば、地方政府負担は増えるであろう。精度の高い国際比較を可能とするために、ESSPROS 基準に準拠し、地方単独事業も含むデータ整備が必要である。

#### 【研究 2】ESSPROS 基準に関する最新動向の把握

昨年度は EU 統計局を訪問し、同基準について調査を進めて来たところである。OECD 出向中（2016 年 1 - 12 月）にオブザーバーとして ESSPROS 作業部会（同年 4 月）に参加し、基準改定にむけた情報を得た。かつ、OECD では SOCX 集計に ESSPROS 統計が活用され、その実務を通じて同基準の理解を深めた。作業部会において合意が得られた点は同基準 2016 年版マニュアルに反映された。

資料編として、2016 年基準改定のポイント、および ESSPROS 基準 2016 年版の仮訳を収録し、今後の地方単独事業の整理作業で容易に参照できるよう準備を進めた。

#### F. 健康被害情報

該当なし

#### G. 研究発表

特になし

#### H. 知的所有権の出額・登録状況

該当なし

## 国際比較からみた日本の社会保障財源 — 地方単独事業の追加による試算 —

竹沢 純子

はじめに

社会保障費用統計では ILO 基準に沿って社会保障財源を整備してきたが、1990 年代半ば以降、ILO による国際比較データの更新が停止され、日本と諸外国の比較が約 20 年にわたり不可能となっている<sup>1</sup>。社会保障財源確保のあり方が重要な政策課題となる中で、国際的にみた我が国の社会保障負担の特徴の把握を可能とするデータ整備が求められている。

今後、国際基準に沿って地方単独事業の整理を進めるに際しては、国際比較がもはや不可能な ILO 基準ではなく、EU-ESSPROS(欧州社会保護統計)準拠とし、日本と欧州諸国の比較可能とすることが望ましい。昨年度の本科研報告書においては、EU 統計局へのヒアリングを基に、その開発の歴史、統計概要について報告した(竹沢 2016)。今年度は OECD 出向中(2016 年 1-12 月)に ESSPROS 作業部会への参加を通じて最新動向を把握するとともに、OECD において社会支出の更新作業に関わり ESSPROS を活用した統計作成の実務を通じて同基準の内容およびデータ構造への理解を深めてきた。これまでの ESSPROS にかかる調査をもとに、最終年度は総務省(2011)調査票をベースとする国際基準に沿った地方単独事業の把握方法について、具体的な検討、提言を行う計画である。日本の社会保障財源について地方単独を含めて国際基準に沿って整備し、再び国際比較を可能とすることが最終目標である。

本稿では、目標に向けた一歩として、社会保障財源の国際比較をめぐる基礎的な整理、地方単独事業を追加した国際比較を試みに行う。まず 1 で社会保障財源の国際比較に関する主要先行研究をサーベイする。次に 2 において、社会保障財源に占める地方政府割合が経済財政統計(SNA、GFS)と社会保障費用統計(ESSPROS、ILO)で異なる理由を確認し、林(2017)の地方政府比率推計とそれに基づく国際比較の解釈を批判的に検討する。その上で 3 では、地方単独事業を追加した場合に国際比較でみた日本の位置づけがどう変わるかを示す。最後に、今後の課題を述べて結びとする。

末尾に資料編として、ESSPROS 基準 2016 年改定のポイント、および ESSPROS 基準 2016 年版の仮訳(日英併記)を収録し、今後日本の費用を具体的に整理していく上で容易

---

<sup>1</sup> 社会保障費用統計公表資料においては、平成 9 年度公表資料までは日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの 6 カ国(日本は 1997 年、他の国は 1990 年代前半値)、その後平成 10 年から 14 年度までは日本、アメリカ、ドイツの三カ国のみ、1990 年代後半の値による比較が掲載されていた。ILO は 2005 年より新たな基準(SSI: Social Security Inquiry)による調査を開始したが各国の協力が得られず統一した基準による比較可能なデータが得られていない。

に参照できるよう整備した。

## 1. 国際比較でみる日本の社会保障財源—先行研究

社会保障財源の国際比較に関する先行研究として片山（2008）、林（2017）がある。片山（2008）は社会保障財源の構成比について、社会保障費用統計（ESSPROS）により欧州間比較を行っている。1997年と2005年を比較すると、社会保険料を主財源とするビスマルク型諸国（ドイツ、フランス）は租税比率を増やし、社会保険料比率を減らす傾向にあるのに対し、税財源により普遍的給付を行うベバリッジ型諸国（北欧）は社会保険料を増やす傾向にあり、結果として両タイプの財源構成が近づく傾向にあることを見出している。また、公費負担のうち中央政府、地方政府比率に関しては、ベバリッジ型のうちイギリスでは中央政府の比率が高く集権的、北欧諸国は地方政府比率が高く分権的であること、一方ビスマルク型の中ではスペイン、イタリアが1997年と2005年を比べると地方政府へ財源移譲を進めていることを明らかにしている。このように片山（2008）は欧州間比較から興味深い結果を導いているが、日本はESSPROS準拠のデータが得られず、欧州との比較考察が行えていない。

林（2017）は地方政府の社会保障歳出に着目し、経済財政統計（SNA：国民経済計算、GFS：政府財政統計）による国際比較を行った。日本の一般政府に占める地方政府の社会保障関係歳出比率をSNAに基づき推計し、狭義で40%、広義で47%とし、それをIMF（国際通貨基金）のGFS<sup>2</sup>各国データと比較し、日本の地方政府比率は国際的にみて高いと結論づけている。他方で、日本のILO基準社会保障費用統計（2014年度）によれば、社会保障財源に占める地方政府分は9.5%に過ぎず、林のSNAに基づく推計である40-47%を大幅に下回る。SNAとILOにより大きな乖離が生じている理由、そして林の国際比較結果の妥当性について、次節で検討する。

## 2. SNAによる地方政府比率はなぜ高いのか

社会保障財政を扱う国際基準に準拠した国際比較として、①社会保障費用統計（ESSPROS、ILO）、②経済財政統計（SNA、GFS）がある。①は社会保障制度の収入と支出の項目別集計を目的とするのに対し、②のSNAは一国の経済活動全体を表す目的で作成され、経済セクター間の取引を計上する<sup>3</sup>。国立社会保障・人口問題研究所では平成22年度公表より社会保障費用統計とSNAの違いについて解説を掲載している。それによ

<sup>2</sup> 林（2017）では表の出典にIMF（2014）とあるのみで、文献リストに文献名が明記されていないが、GFSが出所と推測される。

<sup>3</sup> 経済における社会保障の比重の高まりを背景に、SNAでは1963、1993、2008年の各基準改定を経て社会保障関係の表章が拡充されてきた。68SNAから93SNAにおける社会保障関係の変更については浜田（2001）、2008SNAにおける変更については内閣府（2017）を参照。

れば、SNAにおいては経済セクター間の取引を記録する目的のため、社会保障財源のうち公費負担は付表9、社会保険料負担は付表10にそれぞれ記載され、社会保障費用統計の財源表のように両者を同一の表でとらえることができない。この点が、SNAで社会保障財源をとらえる限界であり、社会保障費用統計が必要な理由である。

政府財政統計（GFS）は政府セクターの収支や負債をとらえる統計である。その範囲はSNAでいう一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金）に限られ、社会保障費用統計が対象とする一般政府以外の金融に分類される企業年金等が含まれない。社会保障費用統計を利用するメリットとして、一般政府、金融を問わず、国際基準において社会保障制度と定義される制度が広く含まれることが挙げられる。

1節で言及した、①のILO、②のSNAにより日本の地方政府比率の違いが生じる理由の一つは、上述の社会保障制度の対象範囲の違い（企業年金等）によるものである。加えて、SNAは広義ではESSPROSが除外する公教育や奨学金が含まれる。

林（2017）では、表1の通り、SNAの「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」を基に狭義、広義の二通りの地方政府比率を推計している。狭義に含まれる「現物社会給付」、「現金による社会保障給付」、「社会扶助給付」は、ILO、ESSPROS基準の社会保障の範囲に含まれるが、「個別的非市場財・サービスの移転」、「他に分類されない経常移転」はILO、ESSPROSの範囲を超えるものが含まれる。ILO、ESSPROSでは義務教育費は対象外であるが、SNAでは「個別的非市場財・サービスの移転」に含まれる。狭義では、中央、地方政府、社会保障基金は0.5%、8.9%、90.6%、広義では3.3%、21.7%、75.0%であり、広義の地方政府の比率が約2倍である。これは、広義において「個別的非市場財・サービスの移転」として上述の義務教育費、保育所運営費等、地方政府が担うサービス支出が多く含まれることによる。

上記、対象範囲の違いは、SNA原データによる地方政府比率（狭義8.9%～広義21.7%）と独自推計による地方政府比率（狭義40%～広義47%）の乖離を説明する主要因ではない。両統計の作成目的の違いにともなう財源のとらえ方の違い、その上で独自に社会保障基金から地方政府に一部制度を移動し推計していることが乖離の主要因である。

表1 SNAの「一般政府から家計への移転表」は一般政府から家計や非営利団体へ社会保障給付や補助金として支払われる額が計上されている。したがって、社会保障費用統計の考え方からすれば、財源ではなく給付の側面をとらえるものである。しかしながら、同表の支払面から地方政府負担の比率を推計する理由は、同表の受取面に社会保障の公費負担に対応する項目がないためである。

SNAでは「最終主体主義」を採用し（内閣府2017）各セクターの最終支出者を重視、社会保障費用統計では「資金源泉主義」により財源の出所とその種類（公費（国か地方、目的税か一般税か）、社会保険料（雇用主、被保険者（被用者、自営業者、退職者））を重視する。SNAでは、例えば地方政府が国庫補助事業として国の補助を受けて事業を実施した場合に最終的な購入者である地方政府支出として全額が計上される。社会保障基金に関

しても、年金の財源は国庫負担、社会保険料（被用者、事業主）から成るが、社会保障基金から最終的に家計に対して支出されるため、年金の国庫負担は表1で中央政府には記載されない。他方で、ILO および ESSPROS においては、「資金源泉主義」であり、支出に充てた資金の出所とその種類が示される。つまり、国庫負担事業はそれぞれ国と地方の財源として、また社会保障基金は国、地方、社会保険料（被用者、事業主）として記録される。このような SNA と ILO の記録方法の違いは、両統計の作成目的の違いに由来する。

上述の通り、SNA の「一般政府から家計への移転表」では社会保障基金において地方政府が負担する財源額が明示されないため、林（2017）は次善の策として、独自に社会保障基金の一部制度を地方政府に割り当てることにより推計を行っている。SNA の原データに拠れば、地方政府比率は表頭②狭義 8.9%～広義 21.7%であるが、独自推計による表頭⑤地方政府（独自推計）では、社会保障基金のうち、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、児童手当について、地方が保険者であるこれらの制度は、事実上の地方歳出であるとして、社会保障基金から地方政府へ位置づけ直したうえで、狭義、広義の地方政府比率を 40.9%、44.3%と見積もった。本値に基づき、GFS の諸外国の地方政府支出と比較し、日本の地方政府比率は国際比較でみて大きいとしている。しかし、上記の独自推計は SNA および GFS の国際基準に準拠しておらず、独自推計の操作を行っていない他の国と比較し解釈することは不適切である。

表1 SNA による社会保障歳出の国と地方の規模（2014年度）

	① 中央政府	② 地方政府	③社会保障基金		⑤地方政府 (独自推計) =②+④	⑥合計= ①+ ②+③
			④地方 (国保、介護保険、 後期高齢者医療、 児童手当)			
(a) 現物社会給付	0	0	41,944	32,266	32,266	41,944
(b) 個別的非市場財・サービスの移転	1,670	14,819	1,834	0	14,819	18,323
(c) 他に分類されない経常移転	2,144	4,523	271	0	4,523	6,937
(d) 現金による社会保障給付	0	0	56,070	2,353	2,353	56,070
(e) 社会扶助給付（一部現物含む）	560	9,614	0	0	9,614	10,173
狭義 (a)+(d)+(e)	560	9,614	98,013	34,619	44,232	108,186
広義 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)	4,373	28,955	100,118	34,619	63,574	133,446
狭義 (a)+(d)+(e)	0.5%	8.9%	90.6%	32.0%	40.9%	100.0%
広義 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)	3.3%	21.7%	75.0%	25.9%	47.6%	100.0%

(出典) 2014年度国民経済計算, 「(6-1) 一般政府の部門別勘定

([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h26/tables/26s6\\_jp.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h26/tables/26s6_jp.xls))」

および「(9) 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）

([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h26/tables/26s9\\_jp.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h26/tables/26s9_jp.xls))」より作成。

(出所) 林（2017）より筆者作成。

諸外国の地方政府比率は、GFS と ESSPROS でどの程度異なるか確認してみよう。林（2017）によれば(表2)、諸外国のうち州政府と地方政府の合計シェアはイギリス 15.4%、ドイツ 20.9%、フランス 6.9%、シェアが大きい国としてデンマーク 87.1%、スウェーデ

ン 48.0%、スイス 40.9%がある。他方、ESSPROS によれば（図 1）、イギリス 1.6%、ドイツ 12.7%、フランス 4.1%、デンマーク 30.5%、スウェーデン 33.8%、スイス 13.5%であり、上記の GFS 値より大幅に低い。

ILO 基準によれば日本は 9.5%、国際的に見て高い水準とはいえ、中程度とみるべきであろう。日本の地方政府比率はフランス、イギリスを上回り、ドイツ、スイスより少し下に位置する。

ただし、この日本の地方政府の位置づけは、ILO 基準集計において地方単独事業が過少報告となっている点を考慮する必要がある。SNA においては地方単独事業が計上されているが、社会保障費用統計では一部の費用を除き計上されていない。次節では、地方単独事業を含む推計により国際比較を試みる。

表 2 GFS による社会保護および医療歳出における地方シェア（2012）

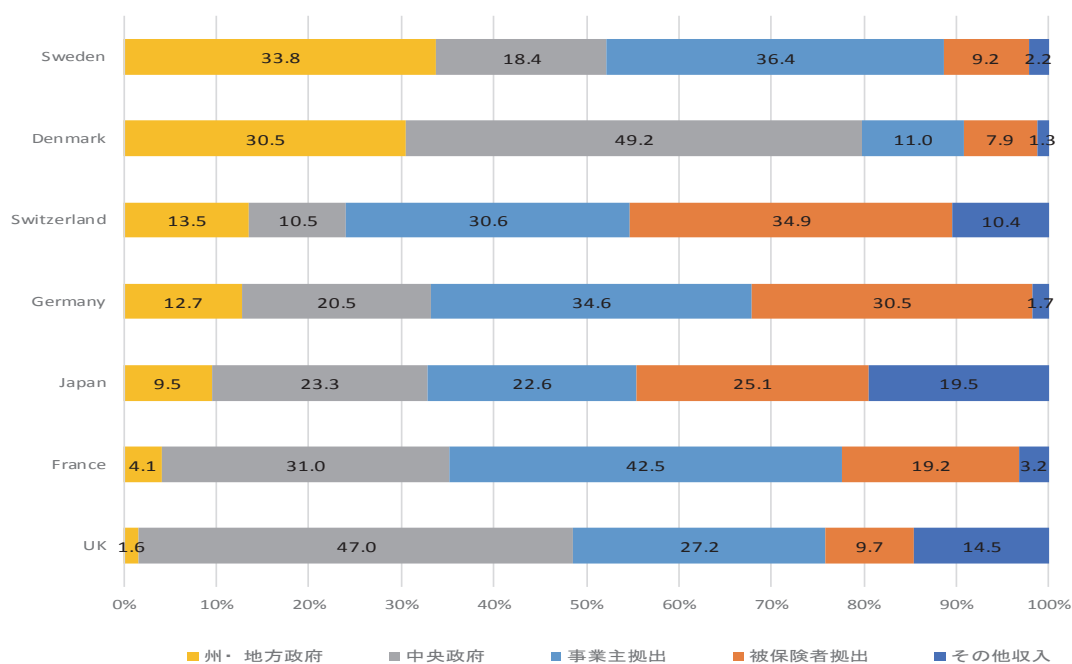
	国	州政府	地方政府	州政府+地方政府
連邦国家	オーストラリア	30.6%	0.9%	31.5%
	オーストリア	14.5%	10.2%	24.7%
	ベルギー	11.1%	5.8%	16.9%
	ドイツ	10.8%	10.1%	20.9%
	スイス	29.8%	11.1%	40.9%
単一国家	デンマーク		87.1%	87.1%
	フィンランド		38.9%	38.9%
	フランス		6.9%	6.9%
	アイスランド		17.2%	17.2%
	アイルランド		4.1%	4.1%
	イタリア		28.0%	28.0%
	オランダ		10.6%	10.6%
	ニュージーランド		0.0%	0.0%
	ノルウェー		25.6%	25.6%
	ポルトガル		3.1%	3.1%
	スペイン		2.6%	2.6%
	スウェーデン		48.0%	48.0%
	英国		15.4%	15.4%

（出典） International Monetary Fund（2014）。

（出所） 林（2017）より筆者作成。



図1 社会保障財源の構成比（2014年）



（出典）欧州統計局 ESSPROS より筆者作成。

### 3. 地方単独事業の追加による国際比較の試み

#### （1）財源の国際比較－地方単独事業の追加

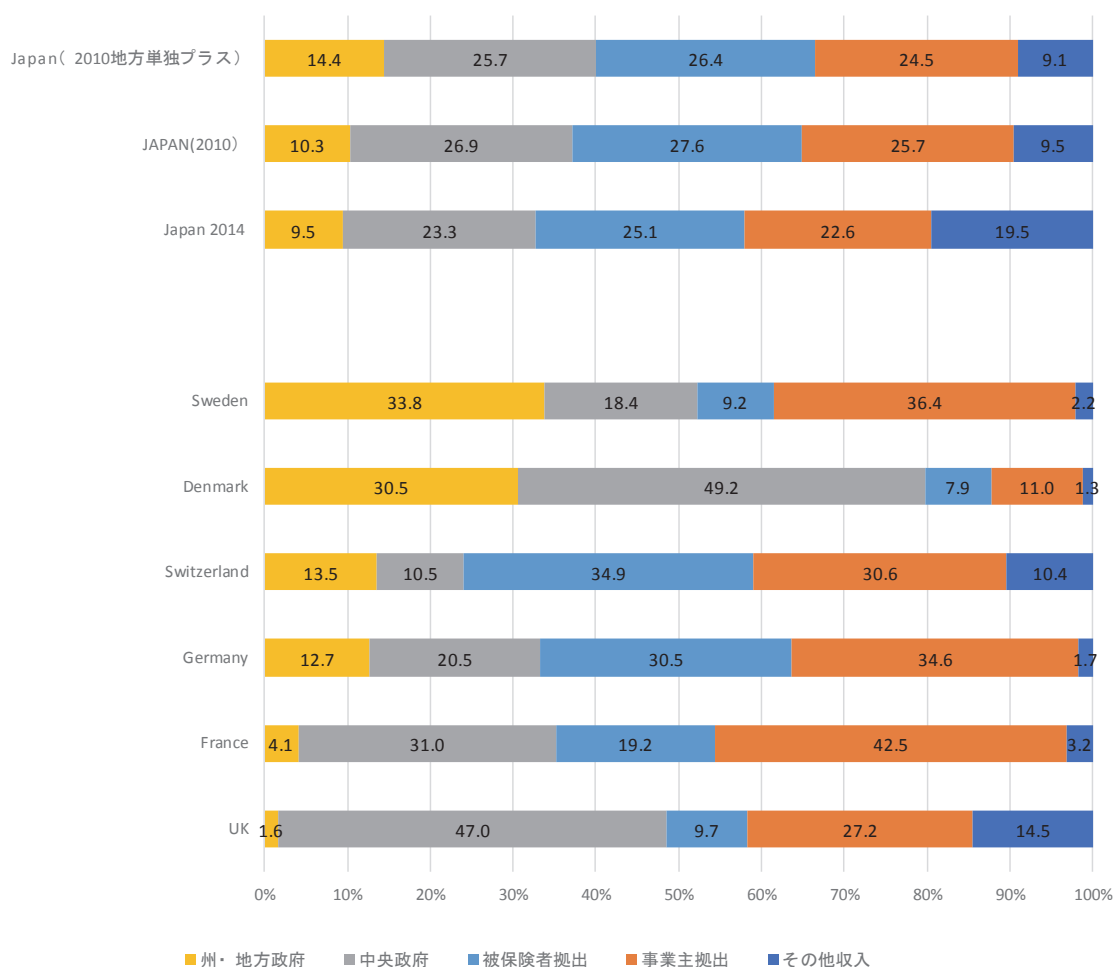
SNA では総務省『地方財政統計調査』により地方単独事業を含む地方政府支出が計上されている。しかし、現在の社会保障費用統計では、ILO、OECD 基準集計ともに、地方単独事業のうち推計値が得られる公立保育所運営費交付金、地方単独医療費しか計上されていない。以下では、地方単独事業の過少報告を含めると、日本の地方政府の規模の国際比較にどの程度影響を及ぼすか、日本は ILO 基準、欧州は ESSPROS を使い、試算する。なお厳密には ILO と ESSPROS では集計範囲が少々異なり、ESSPROS は個人に帰着する費用に狭く限定するという考え方から企業への雇用安定助成金や公衆衛生関係の普及啓発キャンペーン費など不特定多数へ実施するものは除外される。他方で、総務省（2011）調査では、給付に限定され、施設整備費など本来財源に計上すべきものが含まれていない。これらの限界により、国際比較として制度は不十分であるが、現在利用可能なデータに基づき国際比較でみた日本の地方政府比率の規模を把握してみる。

総務省（2011）によれば、社会保障関係の地方単独事業費は 6.2 兆円、うちすでに社会保障費用統計（ILO 基準）で計上している公立保育所（3,582 億円）、地方単独医療費（5,548 億円）を除くと 5.3 兆円となる。これを先ほどの図1の国際比較に、日本は 2010 年について地方単独事業を追加前、追加後の二通りを加えたものが図2である。地方単独事業を

追加すると、地方政府比率は 10.3%から 14.4%へと上昇、社会保障財源計は 110 兆円から 115 兆円へ、地方政府計は 11.3 兆円から 16.6 兆円へと増加する。比率では 4 %ポイントと大きくはないものの、金額で見ると地方単独事業の追加により地方政府負担は 47%増であり、地方単独事業がかなり大きな比重を占めていることが確認される。

また、地方単独事業の追加により、国際比較でみた日本の位置づけは、追加前はドイツ、スイスを下回っていたが、追加後はドイツ（12.7%）を上回る。

図 2 社会保障財源の構成比（2014 年、日本は 2010 年地方単独事業追加）



（出典）欧州統計局 ESSPROS、日本は国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』、総務省『社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果』2011 年より筆者作成。

(2) OECD 基準社会支出—地方単独事業の追加

前項で、地方単独事業の追加による財源の構成比の変化、国際比較の位置の変化を確認した。次に、試みとして、OECD 基準社会支出においても同様に地方単独事業を追加し国際比較を行ってみる。追加により、対 GDP 比社会支出は 22.69%から 23.88%へ(表 3)、家族政策支出では 1.28%から 1.51%(表 4)へと上昇する。OECD 平均の対 GDP 比家族支出(2013-2014 年)である 2.1%にはほど遠いが、追加により 2 割増、1.6%に近くなる。

表 3 OECD 基準社会支出(対 GDP 比、2010 年、地方単独事業追加)

2010年			
OECD基準社会支出		(億円)	対GDP比
社会支出	計	1,090,177	22.69
地方単独	計	62,120	
	—公立保育所	3,581	
	—地方単独医療費	1,277	
社会支出+地方単独(重複除外後)		1,147,439	23.88

表 4 OECD 基準家族社会支出(対 GDP 比、2010 年、地方単独事業追加)

2010年			
OECD基準社会支出		(億円)	対GDP比
家族	計	61,432	1.28
地方単独	子ども子育て 計	17,200	
	—公立保育所	3,581	
	—公立幼稚園	1,277	
	—幼稚園就園奨励費	354	
	—私立幼稚園	913	
家族+地方単独(重複除外後)		72,507	1.51

地方単独事業の追加による財源、支出の国際比較による日本の位置が変わることを示してきたが、諸外国、特に連邦制国家では地方政府による支出が過少報告となっている例がある。OECD Family Database において、スイス、カナダの就学前保育・教育支出は過少報告であり、そのため国際比較のテーブルから除外する扱いとしている<sup>4</sup>。また EU 統計局においてもいくつかの国、政策分野において地方政府が過少であることは認識しているが、すべてを把握できていないとのことであった(2015 年 12 月ヒアリングに基づく)。

<sup>4</sup> OECD Family Database PF3.3 Public spending on childcare and early education 参照。Family Database では正確な比較ができないという理由からスイス、カナダを除外しているが、同データソースである OECD 社会支出データベースでは両国の家族支出をそのまま計上している。

おわりに

本稿では、まず1で先行研究をサーベイし、2で林（2017）によるSNAに基づく独自推計から日本は国際的に見て社会保障における地方政府の役割が大きいとする解釈について検討を行った。国際基準に準拠していない独自推計による国際比較の解釈には疑義がある。

社会保障費用統計（EUはESSPROS基準、日本はILO基準）による地方政府比率の比較によれば、日本は中程度に位置し、国際的に見て地方政府の負担が大きいとはいえない。地方単独事業を追加すると、地方政府比率は10.3%から14.4%へと上昇、追加前はドイツを下回っていたが、追加後はドイツ（12.7%）を上回る比率となった。

今後、ESSPROS基準による社会保障財源の整備がなされれば、我が国において関心の高い社会保障財源の種類別構成比の国際比較が可能となる。その際、地方単独事業が総合的に計上されなければ、国際比較でみた地方政府負担の規模が正しく評価されない。国際比較可能性の観点からも、地方単独事業を総合的に計上し、精度向上を図る必要がある。

#### 参考文献

- 片山信子（2008）「社会保障財政の国際比較－給付水準と財源構造－」『レファレンス』平成20年10月号、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 国立社会保障・人口問題研究所（2016）『平成26年度社会保障費用統計』
- 総務省（2011）『社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果』
- 竹沢純子（2016）「欧州における地方政府の社会保障費用の把握－EU統計局とフランス政府の事例－」厚生労働科学研究費補助金『社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究』平成27年度総括研究報告書
- 内閣府経済社会研究所国民経済計算部（2016）『2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）』（平成28年11月30日）  
[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130\\_2008sna.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf)
- 内閣府経済社会研究所国民経済計算部（2017）『国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）平成23年基準版』（平成29年3月24日）  
[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap\\_4.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap_4.pdf)
- 浜田浩児（2001）『93SNAの基礎－国民経済計算の新体系』東洋経済新報社
- 林正義（2016）「社会保障分野における地方単独事業費」『地方財政』  
<http://www.chizai.or.jp/pdfdata/pdf28/1zaiken/zai2806.pdf>
- 林正義（2017）「社会保障分野における地方公共団体の役割」『社会保障研究』Vol.1 No.4